

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 都道の区域変更(二件)……………
- …(建設局道路管理部路政課)…
- 行政不服審査法による公示送達……………

告示

●東京都告示第二百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和八年二月二十六日

(一) 次に掲げる地番の全部

延長 三二〇・六九
幅員 一八・〇〇

清瀬市上清戸二丁目二十番四、二十一

番三、二十二

番三、同番四、

同番九から同

番十二まで、

二十三番三、

同番四、二十

四番二、三十

五番二、三十

六番二、同番

二地先、四十

三番二、四十

四番二、四十

五番二、四十

六番二、四十

七番三、八十

八番二、八十

九番二、九十

番二、九十一

番二、九十二

番二、百二番

二、百三番二、

百四番二、百

五番二、百七

番四、百八番

三、百九番二、

百二十一番二、

百二十二番六

(二) 次に掲げる地番の一

部

部

部

部

●東京都告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十二日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

白山祝田田町

二 変更の区間

港区愛宕一丁目十二番一地内から同所二百番四地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

清瀬市上清

戸二丁目三十

七番二

別図

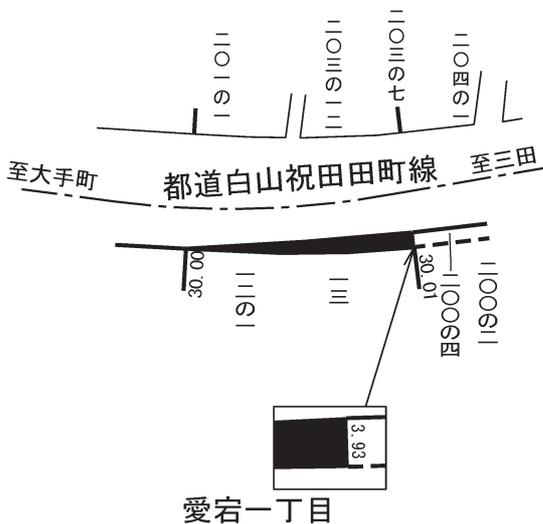
都道白山祝田町線区域変更略図
港区愛宕一丁目地内



計画線	延長	面積
-----	五七・〇八メートル	一五二・九六平方メートル
■	編入区域	
	特別区道	
	都道	
	一般国道	

港区

西新橋三丁目



別図

都道八王子五日市線区域変更略図

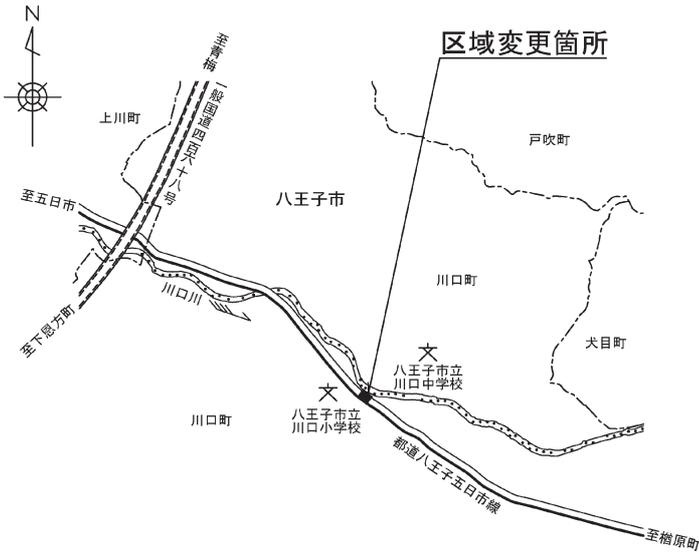
八王子市川口町地内

●東京都告示第二百五十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 五四・六五メートル
面積 八四・九三平方メートル

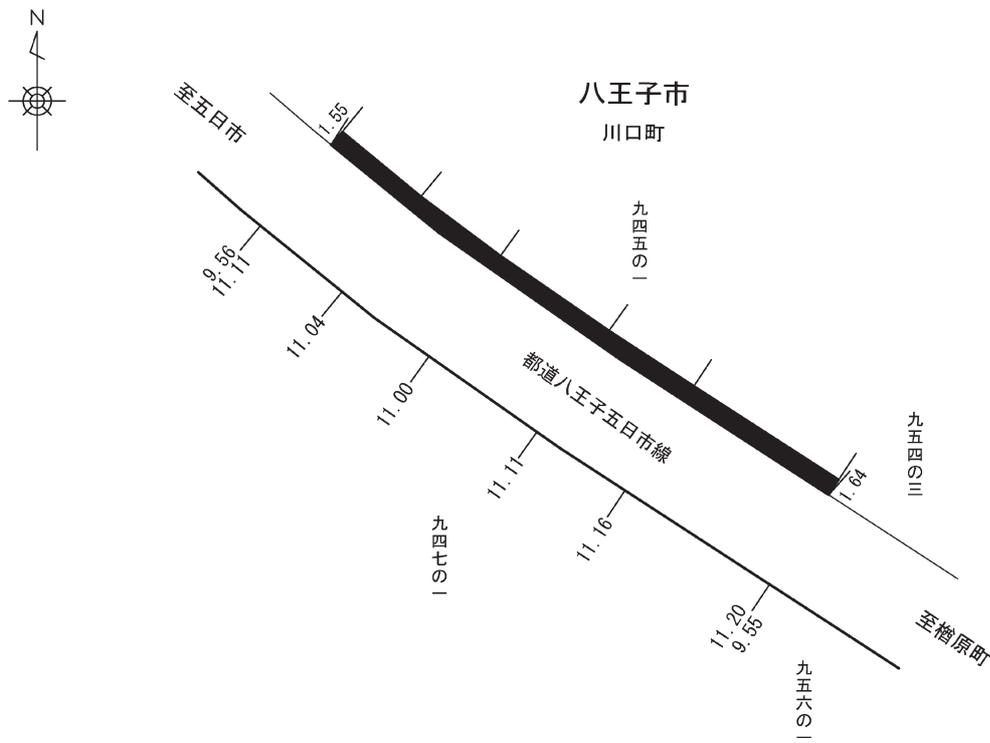
区域変更箇所



その関係図面は、令和八年三月十二日から起算して二週
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年三月十二日
東京都知事 小池百合子

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 八王子五日市
- 二 変更の区間 八王子市川口町九百五十四番三地内から同所九百四十五番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



出 示（公）

●東京都公安委員会告示第89号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第66条第1項において準用する同法第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年3月12日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

再審査請求時の住所 東京都港区赤坂九丁目1番19-308号

現住所 不明

再審査請求人 井上 敦

2 公示事項

再審査請求人が、行政不服審査法第6条第1項の規定に基づき、令和7年10月4日に当公安委員会に提起した再審査請求について、当公安委員会は、同年12月12日に裁決をしたが、再審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、当公安委員会（警視庁警務部訟務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、再審査請求人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

